

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野県クリーニング生活衛生同業組合
理事長 玉本 広人

長野県最低賃金改正決定についての意見書

1. 意見の趣旨

いまだ終息の見えない新型コロナウイルス禍の影響により、クリーニング業界も極めて深刻な状況が続いています。

雇用調整助成金などで、なんとか雇用の維持を図りながら、国民の皆様の衛生的な生活環境維持に寄与すべく営業努力を続けている事業者が多い中、一方で廃業を検討している事業者も相当数いることも事実です。

現状におきましての最低賃金の引き上げは、雇用の継続はおろか事業の継続にも支障をきたし、雇用の機会の多大なる喪失を生むものと思われまます。つきましてはクリーニング業界の現状にご理解を賜り、長野県最低賃金の引上げについて現状維持を強く要望いたします。

2. 賃金支払い能力について

別紙のとおり世帯当たりのクリーニング代支出は2020年度は2019年度に比べ20%ほど落ち込んでおり、これはそのまま一般クリーニング業の売り上げに反映されています。さらにリネンサプライをはじめとする観光・飲食関連のクリーニング売り上げは、前年度50%以上多い所では90%以上の売り上げ減となっている事業所もあります。

今年度は、若干持ち直しの兆しのある事業所もありますが、2019年度には程遠い状況です。

3. 賃金について

事業所によって違いはありますが概ね下記の通りで、仕事の内容によって849円～1200円と幅があります。

タオルをたたむ等の単純作業	849円～870円
クリーニング受付等	850円～950円
工場作業等	850円～1200円

パートタイマーの時給は昨年とほぼ変わりません。正規労働者は規定のある事業所は規定によって昇給されていますが、コロナ禍の営業状態により昨年と変わらない事業所もあるようです。

4. 生産性向上のための支援策について

知っていますが利用した事業場の把握はしておりません。

当社においては、機械化による生産性の向上を図ることにより、労働者数の削減につながってしまうので、利用していません。

5. 長野県最低賃金の決定について、考慮すべき要素について

- ・ 経済回復の状況が最低賃金改定への最大の要素と考えます。
- ・ 単純労働については機械化・AI化への移行が進むことによる、労働機会の喪失も視野に入れるべきと考えます。

6. 長野県最低賃金の改正決定に当たっての意見要望について

昨年より続く新型コロナウイルスの影響についてはまったく先が見えず、ワクチン接種は始まったもののその有効性には疑問の声もあり、特効薬の開発もいまだ期待が持てない中、様々な業界が苦境にあえいでいます。経済回復も見込めない中での最低賃金の上昇は、事業所の経営状況をさらに圧迫し、解雇や事業停止による雇用機会の喪失につながります。このような形で労働者にとって不利益を被る事態を招くことは、使用者側にとっても望む状況ではありません。

現状での最低賃金の改正にあたっては、現状維持を強く要望いたします。

